

総務委員会資料

所管事務の調査（報告）

川崎市官民データ活用推進計画（案）について

資料 1 川崎市官民データ活用推進計画（案）（概要版）

資料 2 川崎市官民データ活用推進計画（案）

資料 3 川崎市官民データ活用推進計画（案）について意見を募集します

平成30年11月15日

総務企画局

川崎市官民データ活用推進計画(案)【概要版】

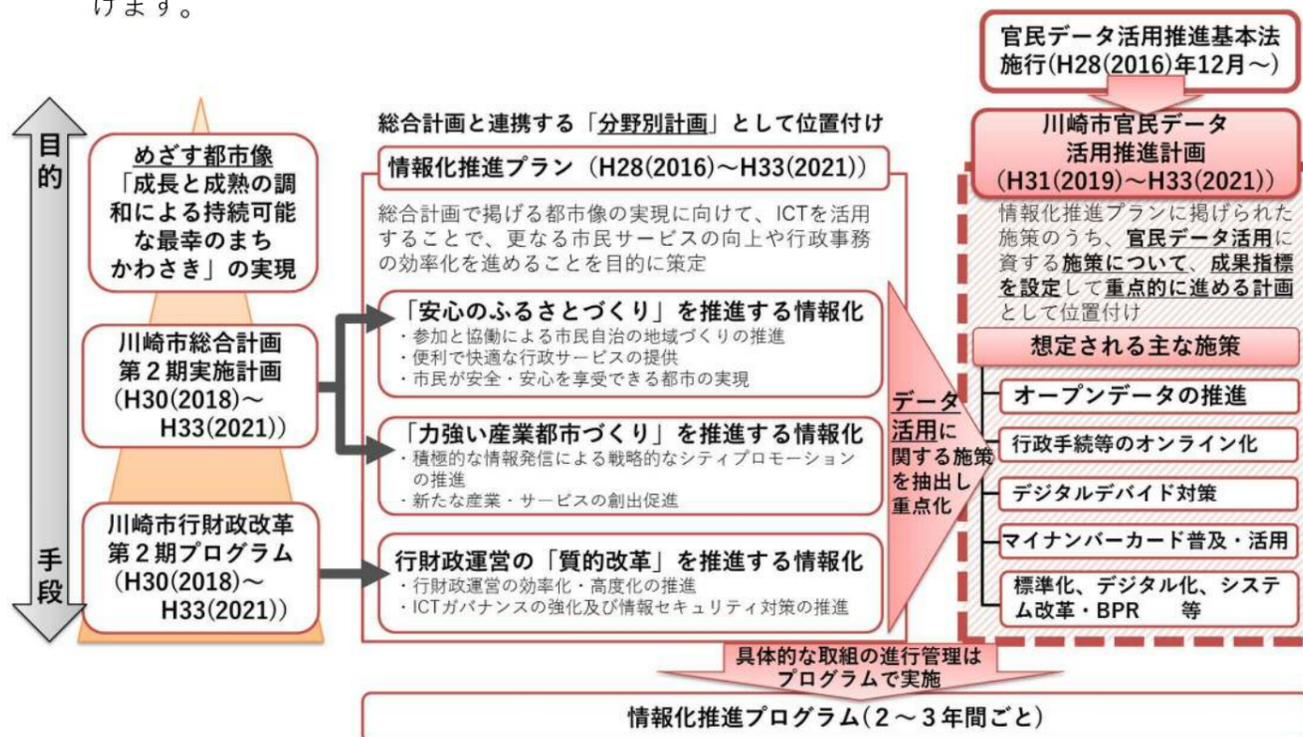
総務企画局 ICT 推進課

01 計画策定の背景

- AI や IoT 等の関連技術の開発や活用が促進される中、官民が保有している様々なデータを活用し、急速な少子高齢化の進展における諸課題の解決につなげていくことを目的として、平成 28 年 12 月に官民データ活用推進基本法（以下「基本法」という。）が施行され、同法に基づき、都道府県では、官民データ活用推進計画（以下「推進計画」という。）の策定が義務化され、市町村では策定が努力義務となっています。
- 国は、地方自治体向けの推進計画策定の手引きを作成し、地域の実情に合わせた施策について、できるところから取り組むスモールスタートでの計画策定を示しており、努力義務としている市町村における推進計画の策定をより広げていくための取組を進めています。
- 本市においても同法の趣旨に基づき、AI 等の新たな ICT を活用し、行政サービスの向上や行財政運営の効率化しつつ、新たな価値・サービスの創造や超少子高齢社会が抱える諸課題の解決を図っていくために、本市や民間が所有しているデータの活用推進に向けた基本方針等を示した「川崎市官民データ活用推進計画」を策定するものです。

02 計画の位置付け

- 本計画は、川崎市総合計画と連携する分野別計画として、ICT の戦略的・計画的な利活用に関する方針を示した「川崎市情報化推進プラン」に掲載されている施策のうち、基本法の趣旨に照らし、官民データ活用に関連した施策（オープンデータ、行政手続等のオンライン化等）について、目標となる成果指標（KPI）を設定して、重点的に進める計画として位置付けます。



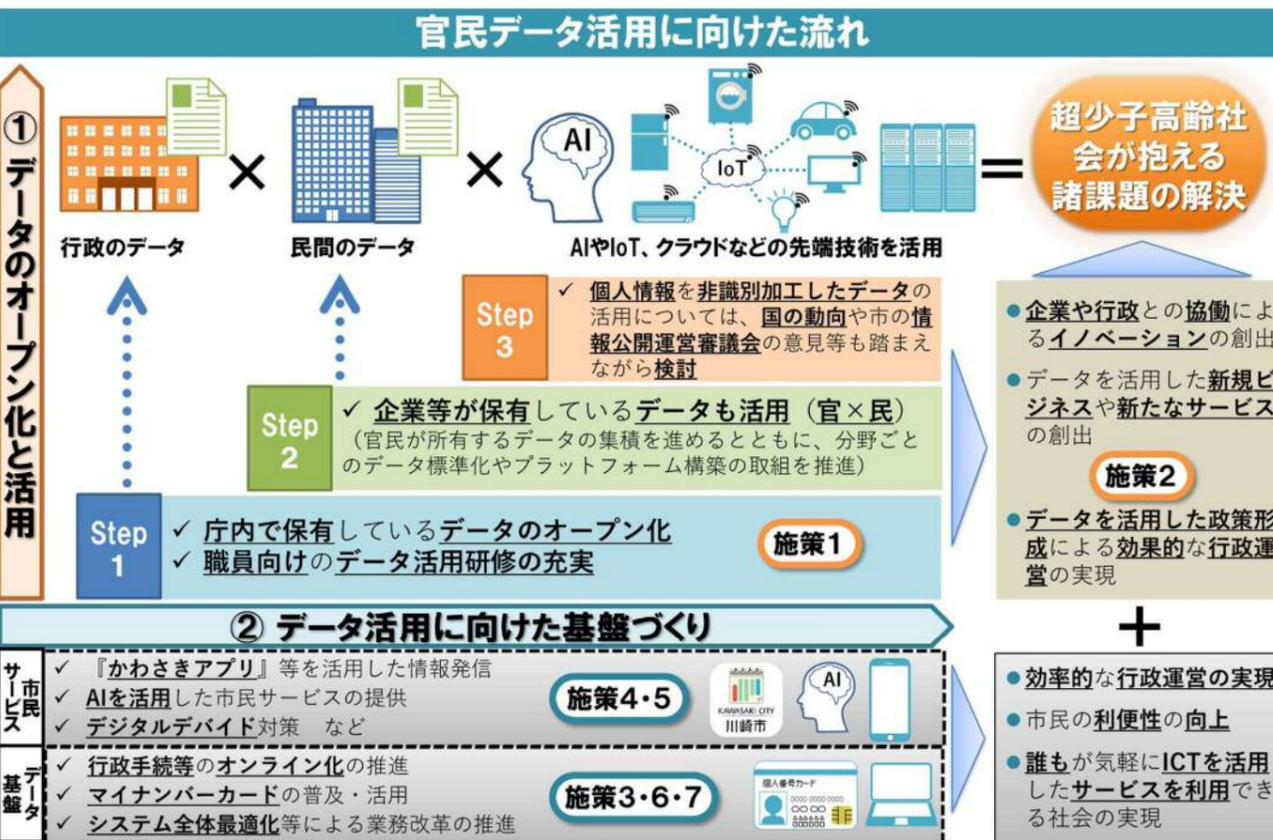
03 計画期間

- 計画期間は、平成 31(2019)年度から、川崎市総合計画における第 2 期実施計画の計画期間の最終年となる平成 33(2021)年度までの 3 年間とします。

	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)	H37 (2025)	H38 以降 (2026)
川崎市総合計画	川崎市総合計画 基本構想 (30年間)										
基本構想	川崎市総合計画 基本構想 (30年間)										
基本計画	川崎市総合計画 基本計画 (10年間)										
実施計画	第1期 実施計画	第2期 実施計画					第3期 実施計画				
情報化推進プラン	情報化推進プラン						次期 情報化推進プラン				
川崎市官民データ活用推進計画				本計画			※次期計画については、国や県の動向を踏まえて検討				
情報化推進プログラム	情報化推進プログラム	情報化推進プログラム	情報化推進プログラム	情報化推進プログラム	情報化推進プログラム	情報化推進プログラム	情報化推進プログラム	情報化推進プログラム	情報化推進プログラム	情報化推進プログラム	情報化推進プログラム

04 計画の基本方針

- 「①データのオープン化と活用」と「②データ活用に向けた基盤づくり」に位置付けた個別施策をバランスよく進めることで、本市における官民データ活用の推進を図ります。



05 計画を推進するための個別施策

個別施策	主な取組	成果指標(KPI)
施策1 「官民相互のデータ活用に向けたオープンデータ化の推進」	<ul style="list-style-type: none"> ● 庁内データのオープン化の推進 ● 企業や市民と連携したオープンデータ化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● オープンデータのデータセット数【108セット(H29) ⇒ 300セット以上(H33)】 ● オープンデータのダウンロード数【2,858ダウンロード(H29) ⇒ 5,000ダウンロード以上(H33)】
施策2 「データを活用した政策形成の推進」	<ul style="list-style-type: none"> ● データを活用した政策形成の推進に向けた人材の育成 ● 民間企業のデータ等を活用した取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間企業のデータを活用し事業実施又は業務改善につなげた件数(累計)【二件(H29) ⇒ 5件以上(H33)】
施策3 「行政手続等のオンライン化の推進」	<ul style="list-style-type: none"> ● 効果的・効率的な行政手続等のオンライン化の推進 ● マイナポータルを活用したオンライン化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 電子申請可能な事務手続数(マイナポータル(ぴったりサービス)との連携を含む。)【64手続(H29) ⇒ 70手続以上(H33)】 ● 電子申請システムの利用件数【157,589件(H29) ⇒ 172,000件以上(H33)】
施策4 「アプリやAI等を活用したデジタル自治体行政の推進」	<ul style="list-style-type: none"> ● かわさきアプリを活用した効果的な情報発信 ● AIやRPAを活用した業務の効率化等の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● かわさきアプリのダウンロード数【112,671件(H29) ⇒ 179,000件以上(H33)】 ● AIやRPAを導入した業務の件数(累計)【二件(H29) ⇒ 10件以上(H33)】
施策5 「利用の機会等の格差是正に向けたデジタルデバイド対策の推進」	<ul style="list-style-type: none"> ● ウェブアクセシビリティ確保のための環境整備の推進 ● 公衆無線LAN環境の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ● ウェブアクセシビリティに関する団体全体としての取組ポイント数【16点(20点満点)(H29) ⇒ 16点(20点満点)以上(H33)】 ● 公衆無線LANによるアクセスポイント数(累計)【1,613件(H29) ⇒ 2,400件以上(H33)】
施策6 「マイナンバーカードの普及・活用」	<ul style="list-style-type: none"> ● マイナンバーカードの取得の促進 ● マイナンバーカードを活用した市民サービス向上の取組の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ● マイナンバーカードの交付率【13.6%(H29) ⇒ 20%以上(H33)】
施策7 「システム全体最適化等による業務改革の推進」	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報システムの最適化の推進 ● 働き方・仕事の進め方改革を推進するICT基盤の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報システム全体の経費の抑制【約105億円(H28) ⇒ 現状経費を可能な限り上回らないこと(H33)】 ● 庁内システム共通基盤で稼働しているシステム数【7システム(H29) ⇒ 13システム以上(H33)】 ● テレビ会議システムを利用した会議数(累計)【9会議(H29) ⇒ 25会議以上(H33)】

06 セキュリティの確保及び個人情報の保護

- 行政情報などのデータの利活用にあたっては、その前提として、データの漏えい、き損、紛失などがないよう、万全の対策を行うとともに、「川崎市情報セキュリティ基準」などに基づき、住民票、市税、福祉などの重要な情報を扱うシステムについては、インターネットと直接つながないネットワーク分離、本市の情報システムへの不正侵入等の防止対策、本人認証などのハード的対策に加え、情報資産の厳格な管理、職員のセキュリティ意識の向上などのソフト的対策などを総合的に実施しながら、巧妙化するサイバー攻撃に適切に対応できるよう、セキュリティ対策を強化していきます。
- 個人情報の取扱いについては、「川崎市個人情報保護条例」にのっとり、その収集、保管、利用、提供などにつき、引き続き、適正な管理を徹底していきます。
- 市が保有するデータについては、データ内の情報単体では、個人を特定できなくても、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できる情報となり得るものもあることから、個人を特定することができないよう統計的な数値に加工したデータとするなど、個人情報の保護に十分な配慮をしていきます。
- 個人情報を非識別加工したデータの活用については、現在、国において、非識別加工の方法など、民間にデータを提供していく仕組みの在り方について、検討が進められていることから、その動向についても注視しつつ、引き続き検討を進めていきます。

07 計画の推進に向けて

- 計画の推進体制
川崎市情報化推進本部の下、市の総合計画、「川崎市情報化推進プラン」及び本計画に基づき施策を推進していきます。
- 計画の進行管理
「川崎市情報化推進プラン」の各施策の具体的な取組を記載している「情報化推進プログラム」の中に、本計画の取組を位置付け、進行管理を実施します。

08 計画策定の過程と今後のスケジュール

- 推進計画の策定に向けて、市民アンケートによる意見や企業等のニーズを把握しつつ、国の基本計画や各府省の中長期計画等を踏まえながら、計画案を取りまとめました。
- 今後、計画案を議会に報告した後に、パブリックコメントにより、広く市民の意見を伺い、その結果等を踏まえて今年度末の計画策定を予定しています。

